

介護サービス事業所 各位

郡 山 市 介 護 保 険 課 長
郡山市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(通知)

このことについて、介護サービス事業者宛てに Q & A 集などにより、対応内容についてお示ししてきたところですが、全国的に感染拡大の傾向が広がる中、引き続き、厚生労働省事務連絡や「介護保険最新情報」等を参考に、新型コロナウイルス感染症に関連する情報を随時参照いただくとともに、冷静かつ適切な対応をお願いいたします。

特に、令和 2 年 9 月 4 日及び同月 18 日付けの厚生労働省事務連絡により、新型コロナウイルス感染の懸念を理由とした介護サービス等の不当な利用制限について注意喚起がされていますので、利用自粛依頼に関しては、行き過ぎた自粛依頼等によりサービス提供拒否に抵触しないよう留意願います。やむを得ず行う場合については、利用者に不利益が生じないように、居宅介護支援事業所と連携の上、代替サービスの提供などの調整を図ってください。

なお、事業所が休業等や利用自粛依頼を行った場合には、市内の事業所の状況を把握するとともに国へ報告する必要があるため、これまでに引き続き、下記のとおり報告願います。

また、濃厚接触者等（濃厚接触者と同居する利用者を含む）に対するサービス提供等に係る衛生物品が不足している場合については、随時郡山市介護保険課まで御相談ください。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 対 象 | <u>郡山市からの要請によらず</u> 、感染防止の観点又は学校等の休業に伴う人手不足の理由から、 <u>事業所又は設置者の自主的な判断により</u> 次の内容を実施した場合
(1) 臨時休業又は営業日若しくは営業時間の縮小
(2) 利用者本人に体調悪化等の症状がなく、また、濃厚接触者でないにも関わらず、本来利用しているサービスの利用自粛を依頼した場合 |
| 2 報告様式 | 別添のとおり |
| 3 対象期間 | 令和 2 年 3 月 14 日以降 |
| 4 報告時期 | 1 (1)又は(2)を実施した場合、 <u>速やかに</u> 報告願います。 |
| 5 報 告 先 | 介護保険課管理係（電話：024-924-3021 FAX：024-924-8971） |

6 そ の 他

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取扱いについて 介護サービス事業者宛 Q & A 集」に追加修正を行いましたので、御確認ください。
- (2) 新型コロナウイルス関連の情報については、厚生労働省ウェブサイトをご覧くださいとともに、国等や本市通知についてまとめたものを郡山市ウェブサイト上でも掲載していますので、定期的にご確認ください。

※〔新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報〕

・[〔トップページ〕](#) > [〔健康・福祉〕](#) > [〔福祉・介護〕](#) > [〔介護保険〕](#)
> [〔介護サービス最新情報〕](#) > [〔新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報〕](#)

【事務担当】 保健福祉部介護保険課（電話：024-924-3021）
保健福祉部地域包括ケア推進課（電話 024-924-3561）